

県内企業等の宇宙分野への
新規参入・販路拡大支援等業務
プロポーザル募集要項

【留意事項】

令和7年第1回岐阜県議会定例会において、本事業に係る予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の契約は行いませんので、予めご承知ください。

なお、上記に伴い、プロポーザル参加者または受託予定者において損害が生じた場合にあっても、県においては、その損害について一切負担しません。

令和7年2月25日

岐阜県商工労働部航空宇宙産業課

目次

	【ページ】
第1 募集の内容	1
1 委託業務名	
2 業務内容等	
3 委託業務期間	
4 委託費の上限	
第2 応募に係る事項	1
1 参加資格	
2 企画提案書の作成	
3 応募の手続等	
第3 提案評価に係る事項	5
1 評価方法	
2 評価会議	
3 評価項目及び評価内容	
4 最優秀提案者の選定	
5 提案者が1者又ははない場合の取扱い	
6 選定結果の通知及び公表	
第4 契約の締結	6
第5 業務の適正な実施に関する事項	6
1 関係法令の順守	
2 業務の一括再委託の禁止	
3 個人情報保護	
4 守秘義務	
5 立入検査等	
第6 業務の継続が困難となった場合の措置について	6
1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合	
2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合	
第7 その他	7
第8 問合せ先及び各種書類の提出先	7
各種様式等	8
別表 評価項目及び評価基準	16

プロポーザル募集要項

航空宇宙関連企業をはじめとする県内企業等の宇宙分野における、新規参入・取引拡大に向けた支援を行うことを目的とした「県内企業等の宇宙分野への新規参入・販路拡大支援等業務」について、プロポーザル（企画提案）参加事業者を募集します。

第1 募集の内容

1 委託業務名

県内企業等の宇宙分野への新規参入・販路拡大支援等業務

2 業務内容等

別紙「仕様書」のとおり

3 委託業務期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）までの間

4 委託費の上限

22,478,100円（消費税及び地方消費税を含む）

※委託費の上限を超える見積額の提案は失格とします。

第2 応募に係る事項

1 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人（法人格を有すること。ただし、会社法人、特例民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。以下「単独法人等」という。）又は複数の法人等で構成される団体（以下「共同体」という。）であることとします。

単独法人等にあつては、以下（1）～（11）までのすべての要件を満たしていることが必要です。

共同体にあつては、すべての構成員が（5）、（9）を除くすべての要件を満たすことが必要であり、また、代表構成員は（5）の要件を満たすこととし、（9）の要件については構成員のいずれかが条件を満たすことが必要です。

- （1） 日本国内に本社、本店を置いている法人であること。
- （2） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- （3） 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む）に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- （4） 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる公正事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、

同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされている破産事件に係るものを含む。）

- (5) プロポーザル評価会議の開催日において、岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- (6) 県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。
- (7) 県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (9) 法令等の規定による官公署免許、許可又は認可を受けている必要がある事業提案を行うにあたっては、当該免許、許可、認可を受けていること。
- (10) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- (11) 最近3年間、本店及び県内に所在する支店、営業所等が都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

2 企画提案書の作成

以下の（1）から（2）の項目（詳細は「別紙「仕様書」も参照すること）について、別表の評価項目及び評価基準に対応した構成で、企画提案書（様式4）により、事業を企画・提案（回数、人数、テーマ、講師候補、スケジュール等について定量的かつ具体的に記載）してください。なお、企画提案書は、日本工業規格A4（一部A3版資料折込使用可）とします。また、企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

(1) 事業の実施計画

- ・セミナー等及びビジネスマッチング
- ・展示会出展支援
- ・新規参入・販路拡大に向けた情報発信

(2) 業務全体のスケジュール及び実施体制

- ①上記（1）に係るスケジュール
- ②本業務に類する事業の実績（実績がある場合に記入）
- ③業務の実施体制
- ④業務実施責任者の知識・経験・資格等

※③④ 宇宙分野に精通し、宇宙関連企業等と日常的に取引を行った経験を有する者等を配置する場合は、その旨を記載すること。

3 応募の手続等

(1) スケジュール

項目	日程
① 募集要項等の公表・配布	令和7年2月25日（火）～令和7年3月11日（火）
② 募集要項等に関する質問受付	令和7年2月25日（火）～令和7年3月11日（火）
③ プロポーザル参加申込受付期間	令和7年2月25日（火）～令和7年3月19日（水）
④ 企画提案書の受付期間	令和7年2月25日（火）～令和7年3月27日（木）
⑤ プロポーザル評価会議	令和7年4月上旬 [予定]
⑥ 審査結果の通知・公表	令和7年4月中旬 [予定]

(2) 募集要項等の公表・配布

① 配布期間

令和7年2月25日（火）～令和7年3月11日（火）（閉庁日を除く）
午前8時30分～午後5時15分

② 配布場所

募集要項等は、岐阜県庁ホームページ内の以下のページに掲示します。

https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/search/search.php?search_bid_kwd=&ctg%5B%5D=5&sec02=0&sec01=0&date1=&date2=&search=1

※紙媒体での配布を希望の場合は、第8「問合せ先及び各種書類の提出先」までお越しください（郵送での配布は非対応）。

(3) 説明会の開催、募集要項等に係る質問書の受付及び回答の公表

① 説明会の開催

説明会は開催しません。

② 質問書受付期間

令和7年2月25日（火）～令和7年3月11日（火）（閉庁日を除く）
午前8時30分～午後5時15分

③ 質問書提出方法

質問書（様式1）を第8「問合せ先及び各種書類の提出先」あてに電子メールにファイル（ファイル形式は、Microsoft Word としてください。）を添付し提出してください。その他の方法による質問には回答を行いません。

※電子メールの件名に「【質問】県内企業等の宇宙分野への新規参入・販路拡大支援等業務」と記載してください。

④ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県ホームページ内の以下のページにて公開します。

https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/search/search.php?search_bid_kwd=&ctg%5B%5D=5&sec02=0&sec01=0&date1=&date2=&search=1

(4) 参加申込受付

① 受付期間

令和7年2月25日（火）～令和7年3月19日（水）（閉庁日を除く）
午前8時30分～午後5時15分

② 提出方法

参加申込書（様式2）を、第8「問合せ先及び各種書類の提出先」あてに電子メール、持参又は郵送により提出（期間内に必着）してください。

持参する場合は、県庁1階の総合受付で入庁手続きを行う必要があります。総合受付で訪問課（航空宇宙産業課）を伝え、来庁者カードの交付を受けて入庁してください。

郵送の場合は、簡易書留、特定記録郵便等、配達されたことが証明できる方法とし、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

※電子メールの件名に「【参加申込】県内企業等の宇宙分野への新規参入・販路拡大支援等業務」と記載してください。

(5) 企画提案書等書類の受付

① 受付期間

令和7年2月25日（火）～令和7年3月27日（木）（閉庁日を除く）
午前8時30分～午後5時15分（最終日のみ午前12時00分まで）

② 提出書類

(ア) 企画提案書（様式4）

(イ) 見積書（任意様式）

(ウ) 法人等の概要書（別紙1）

(エ) 行政機関等からの業務受託実績書（別紙2）

※実績がある場合

(オ) 社会的課題への取組状況 (別紙3)

③ 提出部数

6部

④ 提出方法

上記②提出書類を、第8「問合せ先及び各種書類の提出先」まで持参又は郵送により提出(期間内に必着)してください。

持参する場合は、県庁1階の総合受付で入庁手続きを行う必要があります。総合受付で訪問課(航空宇宙産業課)を伝え、来庁者カードの交付を受けて入庁してください。

郵送の場合は、簡易書留、特定記録郵便等、配達されたことが証明できる方法とし、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

⑤ 注意事項

県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

(6) プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格(無効)事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

(ア) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

(イ) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

(ウ) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

(エ) 募集要項に違反すると認められる場合

(オ) 評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

(カ) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

(キ) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

(ク) 委託費の上限を超える見積額の提案をした場合

(ケ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

複数の提案書の提出はできません。

④ 提出書類変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。(軽微な修正を除く。)

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑦ その他

(ア) プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、期限までに企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとみなします。

(イ) 参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要項及び別紙「仕様書」の記載内容に同意したものとみなします。

(ウ) 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例(平成12年条例第56号)に基づく情報公開請求の対象となります。

(エ) 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日(評価会議開催日前日が休日の場合は、その直前の平日)の正午までに、プロポーザル参加辞

退届（様式3）を、第8「問合せ先及び各種書類の提出先」に電子メール、持参又は郵送により申し出てください。

※電子メールの件名に「【辞退】県内企業等の宇宙分野への新規参入・販路拡大支援等業務」と記載してください。

※郵送の場合は、郵送後、確認の電話をしてください。

(7) 見積書作成にあたっての注意事項

- ① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。
- ② 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかに関わらず、見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含んだ金額とし、消費税及び地方消費税を内書きすることとしてください。

第3 提案評価に係る事項

1 評価方法

評価は、県が別に定める構成員により組織された「県内企業等の宇宙分野への新規参入・販路拡大支援等業務プロポーザル評価会議」（以下、「評価会議」という。）が行います。

なお、評価会議では、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容を基に、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価・採点し審査の上、最優秀提案者を選定します。

2 評価会議

開催日時：令和7年4月上旬（予定）

開催場所：岐阜県庁内会議室（予定）

企画提案の所要時間（予定）

- | | |
|------------|--------|
| ・プレゼンテーション | 15分間以内 |
| ・質疑応答 | 20分間程度 |

注意事項：

- ・プレゼンテーション参加人数は、1提案者あたり3名までとします。
- ・評価会議当日、新たに説明資料を追加することはできません。
- ・パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません。受付期間内に提出した資料のみで、プレゼンテーションを実施してください。
- ・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴できません。
- ・指定時間に遅れた場合は、評価会議への参加を認めません。
- ・評価会議構成員の都合等により、オンラインでの評価会議の開催もしくは書類審査をもって評価会議に代える場合があります。

3 評価項目及び評価内容

別表「評価項目及び評価基準」のとおり

4 最優秀提案者の選定

基準点を満たしており、かつ、各評価会議構成員の順位点の合計が最も高い提案者を最優秀提案者として選定します。

各評価会議構成員の順位点の合計が同じである者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な者を最優秀提案者として選定します。

なお、順位点の合計及び提案金額が同じである者が複数いる場合は、くじ引きにより決するものとします。

5 提案者が1者又はない場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、基準点を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者として選定します。また、基準点に満たない場合、または提案者がいない場合には、再度公募を実施します。

6 選定結果の通知及び公表

選定結果は選定後、速やかに参加者に通知するとともに、次の内容をホームページ上で公表します。

- ① 最優秀提案者の名称及び評価点
- ② 全提案者の名称（申込順）
- ③ 全提案者の評価点（得点順） ※ただし、応募者が2者の場合は公表しない。
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 評価会議構成員の氏名
- ⑥ 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合はその理由

第4 契約の締結

選定した最優秀提案者と県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。仕様書の内容は、提案の内容が基本となりますが、協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限りません。

なお、契約が不調に終わった場合は、基準点を満たし、順位点の合計が次点の者と交渉するものとします。

第5 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、事業の実施にあたっては、関係法令を遵守する必要があります。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

3 著作権等取扱特記事項の遵守

受託者は、別紙「仕様書」の別記1「著作権等取扱特記事項」を遵守すること。

4 個人情報保護

受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、及び岐阜県個人情報取扱事務基準（平成11年3月5日付総第398号）に基づく、別紙「仕様書」の別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守し、その取扱いに十分留意し、その取扱いに十分留意すること。

5 情報セキュリティ対策

受託者は、「岐阜県情報セキュリティ基本方針」、「岐阜県情報セキュリティ対策基準」及び別紙「仕様書」の別記3「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。

6 守秘義務

受託者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、業務終了後も同様とします。

7 立入検査等

県は、事業の執行の適正を期すため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行うことができるものとします。

第6 業務の継続が困難となった場合の措置について

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置

は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができることとします。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、受託者は次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第7 その他

最優秀提案者が、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」及び「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

最優秀提案者の通知があった後、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行います。電子契約による契約の締結を希望する場合、速やかに県あてに「電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書」を提出いただきます。

第8 問合せ先及び各種書類の提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号（岐阜県庁10階）
岐阜県商工労働部航空宇宙産業課 産業振興係
TEL：058-272-8836（直通）
電子メールアドレス：c11354@pref.gifu.lg.jp

様式1

年 月 日

岐阜県航空宇宙産業課長 様

県内企業等の宇宙分野への新規参入・販路拡大支援等業務
質 問 書

県内企業等の宇宙分野への新規参入・販路拡大支援等業務プロポーザル募集要項等について、質問事項がありますので提出します。

企業名（団体名）：
所 在 地：
担 当 者 名：
電 話：
電 子 メ ー ル：

質問項目	(募集要項または仕様書の別・ページ数等)
内 容	

(注意) 質問事項は、当様式1枚につき1問とし、簡潔に記載してください。

岐阜県知事 様

県内企業等の宇宙分野への新規参入・販路拡大支援等業務

プロポーザル参加申込書

【申込者】

所在地

法人等名称

代表者職・氏名

[発行責任者]

所属部署

役職・氏名

[事務担当者]

所属部署

役職・氏名

電話番号

E-mail

私は、県内企業等の宇宙分野への新規参入・販路拡大支援等業務プロポーザル募集要項に基づき、当該プロポーザルに参加します。

なお、提出書類の記載事項はすべて事実と相違なく、かつ、同業務プロポーザル募集要項第2-1（参加資格）に定める資格要件を満たしていることを誓約します。

年 月 日

岐阜県知事 様

県内企業等の宇宙分野への新規参入・販路拡大支援等業務

プロポーザル参加辞退届

【申込者】

所在地

法人等名称

代表者職・氏名

[発行責任者]

所属部署

役職・氏名

[事務担当者]

所属部署

役職・氏名

電話番号

E-mail

私は、県内企業等の宇宙分野への新規参入・販路拡大支援等業務に係るプロポーザルについて参加を辞退します。

県内企業等の宇宙分野への新規参入・販路拡大支援等業務
企画提案書

岐阜県知事 様

所在地
法人等名称
代表者職・氏名

[発行責任者]

所属部署
役職・氏名

[事務担当者]

所属部署
役職・氏名

電話番号

E-mail

岐阜県が実施する県内企業等の宇宙分野への新規参入・販路拡大支援等業務に係る企画提案に参加したいので、下記指定の書類を添えて企画提案書を提出します。

記

添付書類

1 企画提案書

※プロポーザル募集要項第2-2（企画提案書の作成）で指定する事項を、本紙を含まず、A4用紙30ページ以内（A3用紙はA4用紙2枚に換算。下記2～5の事項を除く。）で記載してください。

※文字サイズは10ポイント以上としてください。

※仕様書、募集要項を参考に、具体的かつ簡潔に記載してください。

2 見積書（積算）

3 法人等の概要書（別紙1）

4 行政機関等からの業務受託実績書（別紙2） ※実績がある場合

5 社会的課題への取組状況（別紙3）

(別紙1)

法人等の概要書

項目	内容	
法人・団体等の名称		
代表者職・氏名		
事業所の所在地	〒 住所	
法人・団体等の 目的と業務概要		
設立年月日	年 月 日	
従業員数	名	
法人・団体等の組織図 ※「別紙のとおり」とし、書類を 添付しても構いません。		
担当者職氏名 及び連絡先	職・氏名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

- 注) 1 すべての項目を記載してください。
- 2 各項目の枠取りについては、記載内容に応じ、変更可とします。
- 3 全ての項目が記載されていることを条件に、別紙（横向き可）での提出を認めます。
- 4 共同体については、それぞれの構成員ごとに作成してください。

(別紙2)

行政機関等からの業務受託実績書

発注者名			
業務の名称			
業務場所の都道府県			
契約額 (円)			
契約期間			
業務の概要			
委託業務との関連性 活用できるノウハウ			

- 注) 1 令和2年度以降に国及び地方自治体等から受託した業務の実績について記載してください。
- 2 すべての項目について記載してください。
- 3 記載欄が不足する場合は、この様式を複写して記載してください。
- 4 全ての項目が記載されていることを条件に、別紙(横向き可)での提出を認めます。
- 5 受託実績がない場合、本様式の提出は必要ありません。

(別紙3)

社会的課題への取組み

※ 下表の「評価の要件」を確認し、該当するものにチェックを入れてください。

(障がい者雇用については、(1)(2)のいずれか該当する方にチェック願います。)

※ 各項目の左側(達成等)をチェックした場合は、それを証明する「添付書類」を添付してください。

項目	評価の要件
仕事と家庭の両立支援 (1点)	<ul style="list-style-type: none">◆ 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度への登録状況又は厚生労働省くるみん認定状況<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 登録して(認定されて)いる <input type="checkbox"/> 登録して(認定されて)いない(添付書類)登録証(認定通知書)の写し(有効期限内のもの)◆ 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定状況又は厚生労働省プラチナくるみん認定状況<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 認定を受けている <input type="checkbox"/> 認定を受けていない(添付書類)認定証(認定通知書)の写し(行動計画期間内のもの)
障がい者雇用 (1点)	<p>(1)障害者雇用促進法に規定する障害者雇用状況の報告義務を有する事業者(従業員40人以上)</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 令和6年6月1日現在の障がい者の雇用率4%以上又は厚生労働大臣の「もにす」認定を受けている。<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない(障がい者雇用率に関する添付書類) <p>令和6年6月1日現在で、主たる事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」の写し (「もにす」認定に関する添付書類) 認定通知書の写し</p> <p>(2)障害者雇用状況の報告義務が無い事業者(従業員40人未満)</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 現時点での障がい者の雇用状況<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 1人以上雇用している <input type="checkbox"/> 雇用していない(添付書類) <ul style="list-style-type: none">・障がい者を雇用していることを証明する書類・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し(提出にあたっては、利用目的を明らかにしたうえで、本人の同意を得てください。)・雇用保険被保険者資格取得時に公共職業安定所から交付される「雇用保険被保険者資格喪失届(氏名変更届)」「(公共職業安定所において印字されたもの)又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写し

項目	評価の要件
若者の採用・育成 (1点)	<p>◆ 若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定企業」に認定されているか</p> <p><input type="checkbox"/> 認定されている <input type="checkbox"/> 認定されていない</p> <p>(添付書類)認定通知書の写し</p>
パートナーシップ構築 (1点)	<p>◆ パートナーシップ構築宣言への登録企業として、「パートナーシップ構築宣言」をポータルサイトで公開されているか</p> <p><input type="checkbox"/> 公開されている <input type="checkbox"/> 公開されていない</p>
事業継続計画(BCP)の策定 (1点)	<p>◆ 事業継続計画(BCP)を策定しているか</p> <p><input type="checkbox"/> 策定している <input type="checkbox"/> 策定していない</p> <p>(添付書類)事業継続計画の写し</p>

別表

評価項目及び評価基準

【評価方法】

- ・下表に基づき、評価点を算出し、その合計を総合評価点とする。
- ・評価会議構成員の総合評価の合計の6割(180点)を基準点とする。(基準点を満たさない提案者は選定の対象としない)
- ・総合評価の高い順から順位点を付す。(1位=5点、2位=3点、3位=1点)
- ・各評価会議構成員の順位点の合計が最も高い提案者を最優秀提案者として選定する。

(1) 事業の実施計画に関する評価

評価項目		評価基準点						
1	セミナー等及び ビジネスマッチング	・宇宙分野への新規参入・販路拡大に向けて、宇宙関連企業等によるセミナー等及びビジネスマッチングを開催するための、豊富なネットワークを有しているか。 ・宇宙産業への新規参入・販路拡大につながる講師・講演内容が設定されているか。 ・セミナーやビジネスマッチングの提案は開催時期や回数、ターゲットとする企業等が具体的に、開催を担保する客観的な情報・資料等が示されているか。	非常に 優秀 (30)	優秀 (24)	普通 (18)	やや 劣る (12)	劣る (0)	
		本県の産業を理解し、航空宇宙産業以外にも宇宙産業への参入が期待できるテーマ設定がなされているか。	非常に 優秀 (10)	優秀 (8)	普通 (6)	やや 劣る (4)	劣る (0)	
2	展示会出展支援	出展企業に対する展示会終了後も含めた通訳等の商談サポートを行うための、実績や技術的な知識等を有しているか。	非常に 優秀 (5)	優秀 (4)	普通 (3)	やや 劣る (2)	劣る (0)	
		出展企業に対する展示会終了後も含めた通訳等の商談サポート等は、有効かつ具体的な内容となっているか。	非常に 優秀 (10)	優秀 (8)	普通 (6)	やや 劣る (4)	劣る (0)	
3	新規参入・販路拡大に向けた 情報発信	国内外の企業に積極的に情報発信できるよう、適切な手段(ウェブサイト等)があるか。また、アクセス数を増やすための工夫はされているか。	非常に 優秀 (5)	優秀 (4)	普通 (3)	やや 劣る (2)	劣る (0)	
		マーケティング等の実績や知識等を有した人員や、ウェブサイト等の作成方針・イメージは、有効かつ具体的な内容となっているか。	非常に 優秀 (5)	優秀 (4)	普通 (3)	やや 劣る (2)	劣る (0)	
小 計		65点満点						

(2) 実施主体の適正性に関する評価

審査項目		評価基準点						
1	スケジュールについて	提案された内容について、具体的かつ実現可能なスケジュールとなっているか。	非常に 優秀 (10)	優秀 (8)	普通 (6)	やや 劣る (2)	劣る (0)	
2	人員の専門性について	提案された人材(宇宙分野に精通したエンジニア、海外との取引経験が豊富な人材)は、その経歴等に鑑み、本委託業務を効果的且つ効率的に実施することができる者か。	非常に 優秀 (10)	優秀 (8)	普通 (6)	やや 劣る (2)	劣る (0)	
3	業務遂行能力について	・過去の受託実績、業務実績等に鑑み、本委託業務を問題なく遂行できる能力(組織及び人員体制含む)が備わっているか。 ・下請けに大きく依存する体制となっていないか。	非常に 優秀 (10)	優秀 (8)	普通 (6)	やや 劣る (2)	劣る (0)	
4	社会的課題への取組	仕事と家庭の両立支援、障がい者雇用、若者の採用・育成、パートナーシップ構築、事業継続計画(BCP)の策定といった社会的課題の解決に積極的に取り組んでいるか。 (各項目1点)	5	4	3	2	1	0
小 計		35点満点						